

平成 26 年度 市・県民税の主な税制改正について

税務課市民税係 ☎ 1134

市・県民税の均等割額の改正

個人市・県民税均等割税率の特例

東日本大震災を踏まえ、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、平成26年度より35年度までの10年間、臨時的に個人市・県民税均等割の標準税率が引き上げられます。

- 県民税均等割標準税率：年額500円引き上げ
- 市民税均等割標準税率：年額500円引き上げ

「みえ森と緑の県民税」の導入

三重県内で「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進める財源を確保するため、個人県民税の均等割が年額1,000円加算されます。

※制度についての問い合わせはこちらへ

● 税の使いみちについて

● 三重県みどり共生推進課

☎ 059-224-2513

● 税のしくみについて

● 三重県税務・債権管理課

☎ 059-224-2127

平成25年度まで

平成26年度から

	標準税率	従来の標準税率	標準税率引き上げ分 (東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき地方公共団体が実施する防災施策の財源)	みえ森と緑の県民税	合計
県民税	1,000円	1,000円	500円	1,000円	2,500円
市民税	3,000円	3,000円	500円	—	3,500円
合計	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円	6,000円

改正前(平成25年度まで)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円以上	(A) × 0.95 - 170万円

給与所得控除額は、上限額がなく、給与収入金額(A)の5%+170万円でした。

改正後(平成26年度から)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円以上1,500万円未満	(A) × 0.95 - 170万円
1,500万円以上	(A) - 245万円

給与所得控除額は、1,500万円までは給与収入金額(A)の5%+170万円ですが、1,500万円以上は一律245万円となります。

給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

給与所得控除の改正
(給与所得控除の上限設定)

税務署からのお知らせ

伊勢税務署 ☎ 0596 3191(音声案内)

これまで、個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得・不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超えるかたが対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から、所得の合計額にかかわらず、これらの所得がある業務を行う全てのかたが対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告の必要がないかたも対象となります。

※くわしくは、伊勢税務署へ問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。